

## 主治医先生へお願い

(この書類の内容は2006年1月1日から2006年12月31日まで有効です。)

先生におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃は(財)日本水泳連盟所属の選手を御診療いただき誠にありがとうございます。

さて、本状持参の選手は、ドーピング検査が行われる競技会に出場する選手か、あるいは競技外ドーピング検査の対象者であることから、以下の点を御考慮いただけたら幸いです。どうぞよろしくをお願いいたします。

競技会で競技終了後に行われるドーピング検査などにおいて、「世界アンチ・ドーピング規程国際基準2006年禁止リスト」の「競技会で禁止される物質と方法」の使用が明らかになりますと、それが医学的に妥当なものであっても、選手は失格および資格停止などの処分を受けることになります。「禁止リスト」は日本アンチ・ドーピング機構のホームページ(<http://www.anti-doping.or.jp>)で参照可能です。

使用可能な病院処方薬の例を以下に示します。

PL 顆粒、ブルフェン、ロキソニン、ボルタレン、ダーゼン、アストミン、メジコン、ポララミン、アルサルミン、ケルナック、タガメット、ガスター、ブスコパン、ナウゼリン、プリンペラン、ロペミン、タンナルピン、酸化マグネシウム、ブルゼニド、インタール、ザジテン、イソジンガーゲル、サワシリン、クラビット、タミフル、フェロミア  
(上記以外にも使用可能な医薬品はあります)

治療のためにどうしても禁止物質を使用しなければならない場合は、治療目的使用の適用措置(TUE)申請書の提出をお願いします。TUE申請には略式TUE申請と標準TUE申請があります。書式は日本アンチ・ドーピング機構のホームページ(<http://www.anti-doping.or.jp>)よりダウンロードしてください。

略式TUE申請：不備のない書類が受理された時点で使用が許可となります

<対象となる禁止物質>

- 1) 吸入によるベータ2作用剤(国内ではサルブタモールとサルメテロールのみ対象)
- 2) 非全身的使用経路による糖質コルチコステロイド(全身的使用経路とは経口投与、直腸内投与、静脈投与、筋肉投与で、これは標準TUE申請が必要です。それ以外が非全身的使用経路ですが、皮膚への使用および耳、鼻、口腔内、眼疾患の治療のための局所投与は許可されておりTUE申請は不要です)

標準TUE申請：審査の結果、ドーピング規則上の許可、不許可が決定されます

<対象となる禁止物質>

禁止物質のうち、略式TUE申請の対象にならないもの

最終的に国際水泳連盟に行く書類となりますので英文でお願いします。なお、診療報酬上の扱いは「文書料」です。御面倒をおかけして大変申し訳ありませんがどうぞよろしくお願いいたします。

(財)日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会